

介護保険負担限度額について

介護保険負担限度額とは

- ◆低所得の方が、介護保険施設やショートステイを利用する際の食費・居住費について、助成を行うものです。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの差額分は介護保険から給付されます。
- ◆この制度を利用するためには申請が必要になります。申請後、交付された負担限度額認定証を対象施設等に提示することで食費・居住費の軽減が受けられます。

負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	収入状況等	居住費等の負担限度額（円）				食費の負担限度額（円）	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室※	多床室	施設	短期入所
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820	490	490 (320)	0	300	300
第2段階	課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820	490	490 (420)	370	390	600
第3段階①	課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310	1,310	1,310 (820)	370	650	1,000
第3段階②	課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310	1,310	1,310 (820)	370	1,360	1,300

※ 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

対象となる方

- ◆生活保護受給者
- ◆第2号被保険者（40歳以上65歳未満）…住民税非課税世帯※で、預貯金額等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
- ◆第1号被保険者（65歳以上）…住民税非課税世帯※で、預貯金額等が以下の表に該当する方
※住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が課税の場合は対象となりません。

利用者負担段階	課税状況	収入状況等	預貯金額等	
			配偶者無（単身）	配偶者有（夫婦合計）
第1段階		老齢福祉年金の受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①		課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②		課税年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入額が120万円超の人	500万円以下	1,500万円以下

※ 合計所得金額とあるのは、「合計所得金額－税法上の長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額－公的年金等に係る雑所得」となります。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得額（所得金額調整控除を受けている場合は適用前の給与所得額）から10万円を控除します。

※生活保護受給者の方は預貯金額等の資産要件はありません。第1段階となります。

対象施設等

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型（小規模）特別養護老人ホーム
- ・ショートステイ

※上記以外のサービス（デイサービス・デイケア等）やグループホーム等は対象となりません。

申請日等

- ◆適用年月日は、申請書を提出した月の1日からです。
月をまたいでの遡りはできませんので、対象施設等を利用する月の月末までに申請してください。
- ◆負担限度額認定証の有効期限は毎年7月31日となります。
- ◆虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合は、介護保険法の規定に基づき、それまでに受けた負担軽減額及び最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。

認定証について

- ◆申請内容を確認後、後日郵送します。非承認の場合は通知のみ郵送されます。
※金融機関への預貯金照会や他市への非課税年金照会が必要な場合、結果が出るまで1か月ほどかかる場合があります。
- ◆対象施設等に被保険者証及び負担割合証とともに、負担限度額認定証も提示してください。
※認定証を提示しない場合は軽減されません。

食費・居住費の軽減について、負担限度額以外にも以下の制度があります

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

生活が困難な方に対して、社会福祉法人等が利用者負担額の一部を負担し、利用者負担額を軽減する制度です。

食費・居住費については、介護保険負担限度額適用後、なお残る負担額が一部軽減されます。

〈適用条件〉生活保護受給者、又は以下の条件を全て満たす場合

- ① 住民税非課税世帯の方
- ② 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ③ 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ④ 世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ⑤ 申請者本人が負担能力のある親族等に扶養されていない
- ⑥ 申請者本人が介護保険料を滞納していない

※利用者負担軽減制度を実施していない社会福祉法人等もあります。

食費・居住費の特例減額措置

住民税課税世帯で負担限度額の対象外であっても、以下の条件を全て満たす場合、食費・居住費の軽減が受けられます。

〈適用条件〉

- ① 世帯の構成員が2人以上の住民税課税世帯の方（別世帯の配偶者を含む）
- ② 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1～3割負担、食費、居住費）の見込み額（年額）を除いた額が80万円以下
- ③ 世帯の預貯金等の金額が450万円以下
- ④ 介護保険施設に入所している（ショートステイは対象外）
- ⑤ 世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ⑥ 世帯員全員が介護保険料を滞納していない

【お問い合わせ先】

新居浜市役所 介護福祉課 介護総務係
TEL 0897-65-1241

介護保険負担限度額認定申請の手続について

手続きに必要なもの

1 介護保険負担限度額認定申請書

- ◆令和3年4月から、申請書への押印が廃止されました。手書きでご記入ください。
- ◆訂正がある場合、訂正箇所を二重線で抹消し、訂正印に替えて訂正箇所の近くにご署名ください。詳しくは別紙「申請書記入例」をご参照ください。
- ◆消えるボールペンは使用しないでください。
- ◆本人による手続が困難な場合は、ご親族様による作成をお願いいたします。また、ご親族様による手続が困難な場合は、施設職員等による代行手続きが可能な場合がありますので、施設、居宅事業所又は介護福祉課へ御相談ください。

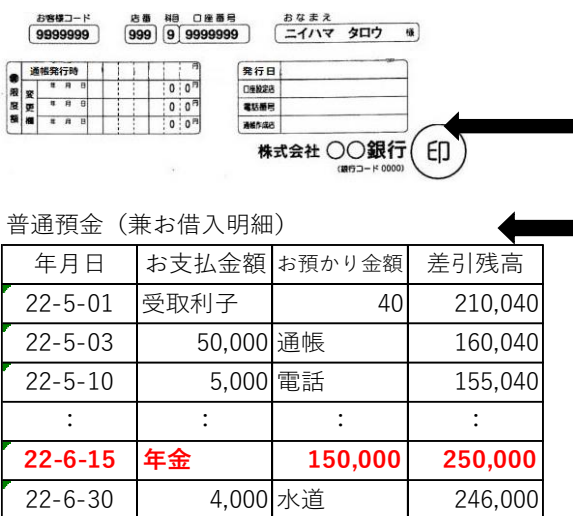
2 本人及び配偶者のマイナンバーがわかるもの

- ◆個人番号カード、通知カード、個人番号入り住民票をお持ちください。

3 介護保険被保険者証

4 本人及び配偶者の預貯金額等に関する申告に必要な書類（写し）

- ◆以下の表を参考に、該当ページのコピーをとってください。
- ◆生活保護受給者の方は必要ありません。

種類（預貯金の範囲）	必要な書類																												
<p>(1) 預貯金（普通・定期）</p>  <p>普通預金（兼お借入明細）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>お支払金額</th> <th>お預かり金額</th> <th>差引残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22-5-01</td> <td>受取利子</td> <td>40</td> <td>210,040</td> </tr> <tr> <td>22-5-03</td> <td>50,000</td> <td>通帳</td> <td>160,040</td> </tr> <tr> <td>22-5-10</td> <td>5,000</td> <td>電話</td> <td>155,040</td> </tr> <tr> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>22-6-15</td> <td>年金</td> <td>150,000</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>22-6-30</td> <td>4,000</td> <td>水道</td> <td>246,000</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	お支払金額	お預かり金額	差引残高	22-5-01	受取利子	40	210,040	22-5-03	50,000	通帳	160,040	22-5-10	5,000	電話	155,040	:	:	:	:	22-6-15	年金	150,000	250,000	22-6-30	4,000	水道	246,000	<p>通帳の写し（下の①～③全て） ※はじめに全ての通帳を記帳し、最新の状態にしてください。</p> <p>①名義人・口座番号等がわかるページ（見開き1ページ）</p> <p>②申請前直近2か月分以上の出入金がわかるページ（最新のページで2か月分確認できないときはその前のページもコピーしてください。）</p> <p>③総合口座の場合は定期預金の金額がわかるページ（0円でもコピーしてください。）</p> <p>※インターネットバンクは、口座残高ページの写し</p>
年月日	お支払金額	お預かり金額	差引残高																										
22-5-01	受取利子	40	210,040																										
22-5-03	50,000	通帳	160,040																										
22-5-10	5,000	電話	155,040																										
:	:	:	:																										
22-6-15	年金	150,000	250,000																										
22-6-30	4,000	水道	246,000																										
(2) 有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）																												
(3) 金・銀（積立購入含む）など 評価が把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）																												
(4) 投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）																												
(5) タンス預金（現金）	金額を自己申告																												
(6) 負債（借入金・住宅ローンなど） 営む業務に係る負債額は対象外	借用証書の写し																												

※ 生命保険/自動車/貴金属（腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難であるもの）/その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）については対象外